

【志摩市空き家除却(解体)補助金 Q&A】

	Q	A
問1	空き家の定義は？	1年以上、人の住んでいない住宅です。
問2	補助金の申請場所は？	建設部営繕室(本庁3階16番)窓口のみです。
問3	郵送での申請はできますか？	可能です。ただし、到着確認は書留等申請する方で対応をお願いします。また、書類は到着開封後の受付となります。
問4	本人が申請にこれない場合は、代理でも良いですか？	代理申請でもかまいません。ただし、申請内容が分かっている人にてお願いします。
問5	補助金を申請するために必要となる耐震診断(無料)はどこで申し込みができますか？	建設部営繕室または各支所でできます。ただし耐震診断は先着順ですので、受けられない場合もありますのでご了承ください。
問6	隣の空き家が危険なため、除却したいが所有者が不明です。除却した場合、対象となりますか？	申請者の対象が所有者または相続人になりますので、対象外です。(所有者が不明で解体する場合は、弁護士等にご相談ください。)
問7	敷地内に空き家の住宅が2軒あり、1軒ずつ分けて解体した場合、その都度補助金の請求はできますか？	できます。
問8	空き家の一部分の除却(解体)でも申請対象となりますか？	対象外です。全撤去のみが対象となります。
問9	申請が多数の場合はどうなりますか？	先着順です。抽選ではありませんのでご了承ください。
問10	除却(解体)中や除却(解体)済みの工事は申請対象となりますか？	対象外です。申請後に交付の決定を受けた後、工事に取りかかるものが対象です。
問11	申請書に添付する「建築年月日が確認できる書類」はどんなものがありますか？	ア. 建築確認概要書(志摩建設事務所) イ. 建築物の全部事項証明書(津地方法務局伊勢支局) ウ. 固定資産税 名寄帳(課税課) などになります。
問12	申請書に添付する「住宅の所有者がわかる書類」はどんなものがありますか？	ア. 建築物の売買契約書(写し) イ. 建築物の全部事項証明書(津地方法務局伊勢支局) ウ. 固定資産税 名寄帳(課税課) などがあります。

※予算に限りがあるため、申請前に営繕室へご確認ください (TEL 44-0306)